

(策定) 令和4年9月1日

社会福祉法人 八身福社会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年9月1日～令和8年8月31日までの4年間
2. 内容

目標1：子どもが産まれる男女職員へ、産前産後休業、育児休業、育児休業給付金、育休中の社会保険料免除など制度の周知を行う。

<対策>

- 令和4年10月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和4年11月～ 就業規則、公的機関のパンフレットなどを配付・回覧し職員へ周知